

営業保証金の取り戻し手続について

R3.11.5 現在

1 営業保証金が取り戻しできるケース

- ①免許の有効期間が経過したが更新を受けなかったとき
- ②廃業届を提出したことにより免許が効力を失ったとき
- ③免許取消処分を受けたとき
- ④一部の事務所の廃止により営業保証金の額が所定額を超えることとなったとき

2 官報に取り戻し公告掲載依頼（業者本人が依頼する）

依頼先：官報掲載取扱所（山梨県内では柳生堂書店） 055-235-2201
甲府市下石田 2-20-10

3 官報に掲載

4 県建築住宅課に公告済届出書の提出

提出書類：営業保証金取りもどし公告済届出書（山梨県宅地建物取引業法施行細則第2号様式）
官報の写し、郵送の場合は返信用封筒（84円切手貼付）
提出部数：2部（1部は受領印を押したものを返却します。）
提出先：県土整備部建築住宅課（県庁別館3階） ※郵送可

5 官報掲載から6ヶ月後

① 債権の申し出がなかった場合

必要書類：債権の申出のない証明願（山梨県宅地建物取引業法施行細則第3号様式）
供託書の写し、
証明書を郵送希望の場合は返信用封筒（簡易書留分404円切手貼付）

提出部数：2通提出（うち1通には山梨県収入証紙400円を添付）

提出先：県土整備部建築住宅課（県庁別館3階） ※持参のみ（郵送不可）

- ・県で既に届け出られている「営業保証金取りもどし公告済届出書」で確認し決裁後、知事名で証明し交付します。（直渡しとし、受領者の確認を行い受領書を作成する。）
- ・受付から証明書の発行まで1週間程度かかります。

② 債権の申し出があった場合

必要書類：債権の申出書及び債権者の申し出た債権の総額に関する証明
（山梨県宅地建物取引業法施行細則第4号様式）

供託書の写し、

証明書を郵送希望の場合は返信用封筒（簡易書留分404円切手貼付）、
債権の申出書

提出部数：2通提出（うち1通には山梨県収入証紙400円を添付）

提出先：県土整備部建築住宅課（県民会館3階） ※持参のみ（郵送不可）

- ・県で既に届け出られている「営業保証金取りもどし公告済届出書」で確認し、決済後、知事名で証明し交付します。（直渡しとし、受領者の確認を行い受領書を作成する。）
- ・直渡しの場合は県から連絡後に、受領印と受領者の本人確認書類（代理人の場合は委任状）を持参頂いた上で孫口交付。
- ・郵送希望の場合は、申出時に提出頂いた返信用封筒で郵送交付。

6 供託所（法務局）へ営業保証金の取り戻し請求

- ・供託金の取り戻し業者が行う 甲府地方法務局 055-252-7151
- ・供託金取り戻し手続きに必要な書類等は、供託所に問い合わせのこと。

※必要に応じて上記以外の書類を頂くことがあります。また、商号、所在地、代表者が、免許失効後に変更となった場合には、履歴事項全部証明書など、事実が確認できる書類が必要です。